

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

都市環境委員会議事日程表

日 時 : 令和8年2月26日(木) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	議 案	21	和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 59
2	議 案	22	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について	P. 63
3	議 案	23	和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	P. 65
4	議 案	24	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	P. 68
5	議 案	25	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 71
6	議 案	26	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	P. 75
7	議 案	31	令和7年度和泉市一般会計補正予算(第7号)【都市環境所管分】	P.122
8	議 案	32	令和7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	P.134

分割付託案件内訳

※ 議案第31号 令和7年度和泉市一般会計補正予算(第7号)

○歳出のうち

2款 総務費(総務管財費)

12款 諸支出金

○繰越明許費補正

土地改良施設防災減災事業

伏屋唐国線道路改良事業

大阪府防災行政無線設備整備事業

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（8名）

委員 長	坂 本 健 治	副 委 員 長	大 坪 靖
委 員	大 浦 まさし	委 員	原 重 樹
委員（議長）	山 本 秀 明	委 員	井 阪 雄 大
委 員	遠 藤 隆 志	委 員	関 戸 繁 樹

欠席委員（なし）

オブザーバー（1名）

副 議 長 浜 田 千 秋

説明のため出席した者の職氏名

市	長	辻 宏 康
副 市	長	森 吉 豊
環 境 産 業 部	長	山 崎 光 一
都 市 デ ザ イ ン 部	長	林 田 勝 巳
上 下 水 道 部	長	近 藤 真 一
消 防	長	式 森 一 彦

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	井 阪 弘 樹	総 務 課 長	上 岡 繁
総務課議事調査係長	川 崎 由 美	総務課議事調査係主事	北 山 透 也

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○坂本健治委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより都市環境委員会を開催いたします。



◎市長挨拶

○坂本健治委員長 それでは、ここで市長の挨拶を願います。

市長、どうぞ。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

都市環境委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

坂本委員長、大坪副委員長をはじめ委員皆様方に御出席をいただきまして、また浜田副議長には御臨席をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、環境産業部、都市デザイン部、上下水道部及び消防本部に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○坂本健治委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎委員会審査

○坂本健治委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託さ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

れました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎議案第21号 和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定
について

○坂本健治委員長 議事第1、議案第21号 和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第21号 和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書59ページを御覧ください。

まず、提案の理由でございますが、市及び市から受託した者並びに住民団体から集団回収を受託した者以外の者による資源物の持ち去り行為を禁止することにより、適正なりサイクルの推進を図るため、条例の一部改正を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、60ページを御覧ください。

市及び市から受託した者並びに有価物回収業者であって集団回収を受託した者以外の者は、紙類、缶、瓶類、その他の再資源化の対象となる物の収集運搬を禁止するため、新たに第22条、収集または運搬の禁止等を追加するものです。

次に、61ページを御覧ください。

前条の規定に違反した者に対し、その行為を中止し、または是正に必要な措置を講じるよう指導勧告を行うため、新たに第23条、指導及び勧告を追加するものです。

次に、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは勧告に従うよう命令を行うため、新たに第24条、命令を追加するものです。

最後に、命令を受けた者がその命令に従わないときは、その内容や氏名等の公表及び意見

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

を述べる機会を与えるため、新たに第25条、公表を追加するものです。

議案書62ページを御覧ください。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○坂本健治委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 共産党の原です。

別に反対するわけでもないんで、ただ、ちょっと確かめておきたいということもありまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、資源物の持ち去り禁止ということでやっていくわけですが、もともと、法的な面だけからいけばどういうものになっているのかというところを、説明をまずお願いをしたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

道路やごみステーションに出された資源物は不要な廃棄物であり、財産的価値はあるものの所有、占有を放棄した物で、誰のものでもないため、無主物として取り扱われ、それを持ち去っても即座に窃盗罪等の犯罪にということは難しいとされております。

このことについて、現在は資源物の所有権を明確化し、持ち去り行為を防止するため、資源物持ち去り禁止の貼り紙を推奨しており、市のホームページにひな形を掲載し、市民の皆様に活用していただいております。

また、条例案をここで御可決いただいた後は、市及び市から受託した収集業者、住民団体から集団回収を受けている集団回収業者以外の者が資源物を収集運搬すると条例違反になりますので、資源物を持ち去る行為を発見した場合はその行為者に対し指導勧告を行い、是正に必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○原 重樹委員 ということ、法律的に言えば、いわゆる誰のものでもないというか、無主物になるということなんですけれども、それを貼り紙をしてということに対応していただいているということになるのかというふうに思いますが、そこで条例の問題なんです、これは当初といいますか、指導勧告して、命令して、最後は名前公表という、簡単に言うたら流れからしたらそういうふうになってるんだらうというふうに思いますが、まず最初に、第24条かな、第23条もそうだと思いますけれども、指導をしたんやけども、そういうものがなかなかあれしないといいますか、是正されないということのときにはこうしますよということ、命令しますよとかそういうことが書かれてるんですけども、その前に、「正当な理由なくその勧告に従わないときは」という一文があるんですけども、逆に言えば正当な理由って何ですかということ、逆に言えば正当な理由があれば取ってもいいですよということの逆解釈にもなりますので、ちょっとその正当な理由って何なのかを示していただきたいと思えます。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

正当な理由として認められるケースといたしましては、家の前に排出していた資源物が道路上に転がってしまった場合、その場から持ち出さないと交通事故が起こってしまうような可能性がある緊急性の高いものなどを想定しております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 道路上にあったらということなんですけども、とにかくちょっと正当な理由というのはわざわざつけてるのはなんでかなというのが正直ありましてね。そういうふうに聞いておきます。

もう1点、結局最後、名前の公表ということになってると思うんですけども、例えば、これ、公表っていうのは、名前をまず確認できてるのかどうかという問題がありますわね、簡単に言えばね。今の現状で多分どこの誰べえさんが、これ取ってますというようなふうには多分、ほとんど名前なんて言わんだらうし、ということなんですけれども、結局、この最後、名前の公表になってるんですけども、どういう流れでといいますか、どういうふうにして氏名を確認していくということになるんでしょうか。その点だけお願いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

資源物の持ち去り行為を発見した場合は、その行為者に対し指導勧告命令を行いますので、その手続の中で氏名等の必要事項を確認し、公表していく予定をしております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 もう質問は結構なんです。指導やら勧告やらしようと思ったらそれは名前が必要になると思うんで、そういうところで確かめていくということにはなるでしょうけども。ただ一つだけ、今回のこの条例改正、4月からもう実施ということなんで、それはそれで肯定はしますけども、ただ、これ、一番ちょっと懸念するのが、市民と持ち去ってる人たち、名前分かりませんが、そのトラブルなんですよね、今後も含めて。この条例があるからいうて市民が、簡単に言うたら強気に出てとは言い方がおかしいですけども、正義感持って、持っていったらあかんやないかみたいな話をして、持ち去ろうとしている人のトラブルが懸念されるといいますか、これは私の想像ですけども、懸念されるということもあると思いますので、その点は避けるためにちょっと注意喚起を含めて、貼り紙を強調するなりということをしてほしいと。

だから、さっきの氏名公表のことが出ましたけど、市の職員が、そんなところに一々おるわけじゃないですから。その辺は指導勧告云々とかいろいろ言いますけども、それ以前に、この名前分かるって、実際には何かトラブル起こって、警察沙汰でもないけど、何かになったときに名前分かるぐらいの話とちゃうんかなという、私はそういうふうに想像しますがね。ただ、そういうトラブルそのものが変に起こらないようには、ちょっと注意をしておいてほしいということです。これそのものはどれだけ効果があるかという問題はあるにしましても、ちょっとその点も含めて、トラブル等々の問題も含めて注意喚起はしてほしいということです。

以上です。

○坂本健治委員長 他にございませんか。

大浦委員。

○大浦まさし委員 市民未来の会、大浦でございます。

このたび、資源物持ち去り禁止条例を追加する条例の一部改定の提案がございましたが、このことにつきましては会派としても実現を要望していた件でありまして、大変感謝いたします。

私自身も令和7年第2回定例会一般質問とか、第4回の都市環境委員会協議会でも、この

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

件については質問させてもらっておりまして、条例制定の抑止効果に加え、今、原委員からも貼り紙の話がありましたが、貼り紙による抑止効果も併せて行わないと、本当の抑止にはつながらないということをおっしゃっていただきました。

資源物持ち去り禁止の貼り紙について、市民にどのように周知していくのか、また、条例改正内容について、どのように市民の皆様へ周知をする予定をされているのかお伺いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

現在、資源物持ち去り禁止の貼り紙については、市のホームページにひな型を掲載し、市民の皆様にご利用いただいております。

条例案を御可決いただいた後は、現在ホームページに掲載しているひな形については、条例の趣旨を分かりやすく追記することで、持ち去り防止の効果をさらに高めてまいりたいと考えております。

また、今回の条例改正内容について、市民の皆様には条例の改正の内容や重要性を啓発するため、視覚的に分かりやすいチラシを作成し、市ホームページやSNS、別途条例制定の要望がありました和泉市町会連合会とも連携し、周知・啓発を図り、適正なりサイクルを推進していきたいと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。

このアルミ缶とか古紙は地域の活動資金源になっておりますので、条例の形だけではなくて、本当に盗まれたくないので、本当に取られないように、市からの指導とか、また、情報提供とかも併せてお願いしたいなと思っております。

以上です。

○坂本健治委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

これより採決をいたします。

議案第21号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号 和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について

○坂本健治委員長 議事第2、議案第22号 和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

どうぞ。

○林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第22号 和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定についての提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書63ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、64ページの新旧対照表を御覧ください。

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の法律名称が改められることから、第2条第11号の17において、法律名称を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改めるとともに、同号において条ずれ補正を行おうとするものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第22号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○坂本健治委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第22号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号 和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

○坂本健治委員長 議事第3、議案第23号 和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第23号 和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書65ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、飲食施設等の開設に伴い、来園者の増加が見込まれる黒鳥山公園の駐車場について、利便性向上を図るため特別期間における料金加算の方法を見直すほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、66ページの新旧対照表を御覧ください。

別表第4中、区分の特別期間でございますが、無料時間経過後の金額加算については、30分までごとに150円を、20分までごとに100円に改めるものでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

次に、67ページにかけての備考でございますが、無料時間の取扱いをより明確にするため、補足する文言を追加するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和9年3月1日から施行するものとし、備考第3号に係る部分は公布の日から施行する旨を定めております。

以上、議案第23号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○坂本健治委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

遠藤委員。

○遠藤隆志委員 遠藤です。よろしくお願いいたします。

少しお聞きしたいことがありますので、よろしくお願いいたします。

今回の条例改正の趣旨を確認したいのと、その改正の契機となった状況について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○横田伸二都市デザイン部都市整備室公園緑地担当課長 公園緑地担当課長の横田です。

黒鳥山公園の今後の来園者増加を見据え、特別期間中における駐車場料金の精算による車両の混雑を緩和し、来園者の利便性向上を目的とするための改正です。

その契機となりましたのは、コロナ明けの令和6年の桜まつり期間において、臨時駐車場としている園内で車が渋滞し、出場に40分から50分かかることがございました。

以上でございます。

○坂本健治委員長 遠藤委員。

○遠藤隆志委員 ありがとうございます。たしか非常に時間がかかったというのを私も記憶をしております。

それでは、今回の料金加算の方法を変更することで駐車場利用者に対する影響について、どの程度あるのかについてお聞きをいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○横田伸二都市デザイン部都市整備室公園緑地担当課長 公園緑地担当課長の横田です。

今回、料金加算の時間の変更がございますが、1時間当たりで比較しますと共に300円変わらないことから、大きな影響はないと考えております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、遠藤委員。

○遠藤隆志委員 分かりました。ありがとうございます。

確かに150円って、ちょっとなかなか50円という単位で精算するというのは、やっぱり時間がかかるのかなというふうには思います。影響については分かりました。

それでは次に、民間民設による飲食施設のオープンが今年の秋頃とお聞きをしており、非常に私も楽しみにしております。

今回の条例改正は、それらによる利用者の増加も考慮してのことだとお聞きしていますが、現時点ではどの程度の影響を想定しているのかについてお聞きをいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○横田伸二都市デザイン部都市整備室公園緑地担当課長 公園緑地担当課長の横田です。

民間事業者による提案時の想定では、現在運営している類似の店舗を参考に、年間3万3,000人の来客を見込んでおります。仮に約3万人が1台の車に3人の乗車と考えますと、年間約1万台の増加になると想定しております。

なお、近年の黒鳥山公園の駐車場利用台数が年間約8万台でありますことから、約12%の増加となる想定です。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、遠藤委員。

○遠藤隆志委員 ありがとうございます。

約12%の増加ということで、なかなかちょっと想像はしにくいんですけども、地域住民の生活に影響がなければいいのかなというふうに考えております。

質問は以上ですが、秋に先ほども言いましたように予定されている民間業者による飲食施設等のオープンなど、黒鳥山公園がさらににぎわうことについては非常にうれしいことですが、その一方で、それに対する受入れ体制もしっかりと整えることが市の責務であると思っております。

ハード面では、飲食施設に合わせて、市は山荘側に新たに駐車場の整備を進めています。

また、精算機の更新の際に古い機器を処分せずに移設をして、混雑時に活用するなどの工夫をしていただいております。

今回は、精算時間の短縮を目的としたソフト面での対応であり、ハードによる環境整備に比べると効果についてはそんなに大きくないのかもしれませんが、このように様々な方向か

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

らアプローチをしていただいて、来園者の利便性向上や、先ほども申しましたように付近住民への影響の軽減につなげていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。
ありがとうございます。

○坂本健治委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別になしものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第23号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

○坂本健治委員長 議事第4、議案第24号 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

どうぞ。

○近藤真一上下水道部長 上下水道部長の近藤です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第24号 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

議案書68ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、通常の水道料金は和泉市水道事業給水条例第31条に基づく隔月に計量及び徴収を行っていますが、建築工事等で一時的に水道を使用する臨時使用に

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

おきましては、水道料金の未納を防ぐことを目的に、同条例第33条に基づき、申請者からあらかじめ一定額の納付を受け、使用中止時に精算する予納金制度を採用しています。

今回、水道の臨時使用の場合の予納金について、納付制度の運用状況に鑑み、申請者等の負担軽減を図るため廃止するものでございます。

次に、その内容でございますが、69ページを御覧ください。

本予納金制度を廃止するため、第33条を削除するものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は令和8年10月1日から施行するものでございます。

また、施行の日前に行われた予納につきましては、従前の規定が適用されるよう経過措置を設けるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第24号 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○坂本健治委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 原です。

簡単に確かめだけしておきたいと思えますけども、まず、この臨時使用というのは、大体1年間で言えばどの程度あったものといいますか、あるものなんでしょうか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○一井 稔上下水道部水道施設室水運用管理担当課長 水運用管理担当課長の一井です。

直近の令和6年度の申請件数は405件です。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 令和6年度の件数を言ってもらいましたが、年間400件程度前後やと思いますが、あるということなんですけども、いわゆる工事用ということの使用というのは当然今後も続くと思いますので、まず今後、これはどうなるのかということをお教えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○一井 稔上下水道部水道施設室水運用管理担当課長 水運用管理担当課長の一井です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

予納金は廃止しますが、臨時用の使用用途は残すため、通常の水道料金と同様に2か月に1回検針した量の料金をその都度請求し、徴収することになります。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 もう質問は結構なんですけども、臨時用の使用用途、いわゆるお金を前もってもらえますという、それを廃止するというだけなんで、使用用途といいますか、臨時用は残すということになるということのようですので、普通の検針でということになると思います。

ただ、今後どうなってくるか分かりませんが、臨時用のほうが高いといいますか、水道料金からしたら高いという、どの程度使うかという問題はありますけど、ということが一面あるようですので、今後もなくなるわけではないとは思いますが、その点はきっちり確認だけさせていただいておきます。

以上です。

○坂本健治委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第24号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

○坂本健治委員長 議事第5、議案第25号 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○式森一彦消防長 消防長の式森です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第25号 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

議案書71ページからでございます。

まず、提案の理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額を引き上げる必要から、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、72ページの新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

条例第5条第2項第2号中の消防作業従事者等の補償基礎額を下線部分9,700円から1万円に、またその額が通常得ている収入の日額に対し、公正を欠くと認められる場合の額を1万4,500円から1万5,000円に改めるものでございます。

続いて、議案書73ページを御覧ください。

同条第3項中、補償基礎額の加算額について、下線部、現行の第1号の100円は廃止し、第2号を繰り上げて第1号とし、383円から433円に改め、現行の第3号から第6号を第2号から第5号へ繰り上げるものでございます。

次に、同項第1号を削除し、第2号から第6号を第1号から第5号へ繰り上げるものでございます。

また、別表補償基礎額表において、消防団員の階級及び勤務年数により、下線部分のとおりそれぞれ改め、整理を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例による改正は令和8年4月1日以降に支給すべき事由が生じたものに適用するものでございますが、施行日前に補償事由が発生した場合であっても、施行日以降の期間に該当する傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金については、改正後の規定を適用されます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第25号 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びにその内容についての御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

す。

以上です。

○坂本健治委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第25号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号 和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

○坂本健治委員長 議事第6、議案第26号 和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○式森一彦消防長 消防長の式森です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第26号 和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について、提案理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。

議案書75ページからでございます。

まず、提案の理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウ

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ナ設備についての基準を定めるほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、議案書76ページから79ページの新旧対照表を御覧ください。

議案書76ページでは、第7条の2として、テント型サウナや円筒形で、かつ、木製のバレル型サウナを簡易サウナとして定義し、簡易サウナ設備と建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離の確保や、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を追加したものでございます。

また、議案書77ページでは、簡易サウナ設備の放熱設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとし、まきを熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとするものです。

また、第7条の3におきましては、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備と定義したものでございます。

次に、議案書78ページでは、第29条の7において、住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を明記したものでございます。

次に、第45条では、簡易サウナ設備について、個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することとするものです。

最後に、附則でございますが、この条例は令和8年3月31日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第26号 和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由及びその内容についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審査の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○坂本健治委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第26号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号 令和7年度和泉市一般会計補正予算(第7号)〈都市環境所管分〉

○坂本健治委員長 議事第7、議案第31号 令和7年度和泉市一般会計補正予算(第7号)本委員会所管部分を議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工来訪促進担当課長 商工来訪促進担当課長の武市です。

議案第31号 令和7年度和泉市一般会計補正予算(第7号)のうち、商工来訪促進担当所管部分の説明をさせていただきます。

補足資料を御覧ください。

補正一覧表の1段目から3段目のふるさと元気寄附事業でございます。

詳細の補足資料を3ページ目に添付しておりますので、そちらのほうをお願いいたします。

1、補正の理由でございますが、ふるさと元気寄附について、返礼品の充実や広告等の施策実施により、当初予算額を超える寄附金の歳入が見込まれるため、歳入及び寄附金の増加に伴う歳出に係る補正予算の計上を行うものです。

次に、2、補正内容でございますが、表を御覧ください。

上段の歳入でございますが、12月末実績で寄附額が当初予算額を上回りましたので、決算見込額を15億円としているものでございます。

なお、下段の歳出につきましては、歳入の補正額に合わせ、ふるさと元気基金への積立金9,500万円、返礼品等の経費代となりますふるさと元気寄附支援委託料7,000万円を計上しておりますが、基金への積立金には返礼品等が不要な企業版ふるさと納税2,500万円を含んで

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

おりますので、返礼品が必要な寄附金につきましては基金への積立金と必要経費である委託料へ分けて計上しているものです。

以上、誠に簡単ではございますが、商工来訪促進担当所管部分の補正予算の説明とさせていただきます。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○中島 亨環境産業部産業振興室農林担当課長 農林担当課長、中島です。

議案第31号 一般会計補正予算（第7号）の農林担当部分について説明いたします。

補足資料の4段目、お願いします。

5、農林水産業費、1、農業費、土地改良施設防災減災事業です。

繰越明許として、90万8,000円を令和8年度に繰越ししようとするものです。

繰越しの理由ですが、平成29年の台風21号の豪雨被害により、国分町地内を流れる槇尾川に設置しています光明池頭首工の下流右岸側ののり面が崩落したことによる復旧作業を、国の国費事業を活用し、令和元年度から令和7年度にかけて大阪府が実施しております。

令和7年度に予定していた管理棟復旧工事、事業費として1,452万2,200円、うち市負担割合が12.5%、181万5,275円のうち、舗装工の施工予定時期がタケノコ農家などの動線に干渉するとして、大阪府は当該作業を次年度に延長し、726万4,000円を繰越ししたため、本市におきましても市負担部分の90万8,000円を次年度に繰越ししようとするものです。

以上です。

○坂本健治委員長 武市課長、どうぞ。

○武市直樹都市デザイン部都市整備室道路河川担当課長 道路河川担当課長の武市です。

議案第31号 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第7号）のうち、道路河川担当所管分、伏屋唐国線道路改良事業につきまして御説明申し上げます。

議案書128ページ、また、補足資料を併せて御覧ください。

補正予算の理由ですが、伏屋唐国線につきましては、現道が狭隘で歩行者と自動車がふくそうし、危険な状況となっているため、安全に通行できるよう道路拡幅を計画しているものですが、一部が未整備のままとなっていることから、令和4年度より事業を行っております。

今年度においては道路拡幅用地の用地買収を実施しておりますが、交渉中に地権者が亡くなり、相続が発生し、遺産分割協議など不測の期間を要したことから、契約時期が令和8年3月になる見込みとなったものです。

このことから、繰越明許費として699万4,000円の補正予算を計上しているものです。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以上、誠に簡単ではございますが、道路河川担当所管分の説明とさせていただきます。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

議案第31号 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第7号）のうち、消防本部所管分につきまして御説明させていただきます。

補足資料を御覧ください。

補正一覧表の2ページ、第8款消防費の大阪府防災行政無線設備整備事業につきまして、補正の理由を説明させていただきます。

本事業は、大阪府が実施している大阪府防災行政無線設備の整備に対し、市町村が負担金を支出し事業を実施しておりますが、更新設備を行う上で大阪府からネットワークを管理する自治体衛星通信機構との耐光試験などに想定以上の期間を要し、整備完了が令和8年度になる旨の通知がありました。

このことから、本市も負担金436万円を令和8年度に繰り越すものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、消防本部所管分の補正予算の説明を終わらせていただきます。

○坂本健治委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第31号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第31号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号 令和7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

○坂本健治委員長 議事第8、議案第32号 令和7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の説明を願います。

どうぞ。

○武市直樹都市デザイン部都市整備室道路河川担当課長 道路河川担当課長の武市です。

議案第32号 令和7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）、北信太駅前整備事業につきまして御説明申し上げます。

議案書135ページ、また、補足資料を併せて御覧ください。

補正予算の理由ですが、北信太駅前整備事業に伴う用地先行取得において、隣接の土地所有者との境界確定が難航し、実測面積の確定に時間を要し、契約時期が令和7年12月に遅れるとともに、移転先の選定に不測の期間を要したことから、年度内での引渡しが難しい状況となったものです。

このことから、繰越明許費として、2,151万3,000円の補正予算を計上しているものです。

以上、誠に簡単ではございますが議案第32号の説明とさせていただきます。

○坂本健治委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別のないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第32号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○坂本健治委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、都市環境委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前10時47分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 坂 本 健 治